　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様式４

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　誓　約　書

（あて先）熊谷市長

　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　熊谷市立中央保育所給食調理業務委託プロポーザル参加申請を行うに当たり、

私又は所属団体が下記の事項及び提出書類の内容について、事実に相違ないことを誓約します。

また、後日誓約した内容に違反する事実が判明した場合には、いかなる措置を受けましても異存のないことを誓約します。

記

１　熊谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成１８年規則第８１号）又は熊谷市物品等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成１８年規則第８２号）に基づく資格者名簿に登載されていること。

２　熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成１７年訓令第６２号）又は熊谷市物品の買入れ等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成１９年訓令第５０号）による措置を受けていないこと。

３　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項及び第２項の規定に該当しないこと。

４　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

５　次の⑴から⑹までのいずれかの場合にも該当しないこと。

⑴　役員等（個人である場合には、その者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

⑵　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号　に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

　⑶　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三　者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

⑷　役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与　するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営の協力し、若しくは関与していると認められるとき。

⑸　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑹　契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、　当該者と契約を締結したと認められるとき。

６　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に基づく保育園の給食調理業務の実績を１年以上有していること。

７　国税及び地方税（本社所在地市区町村及び熊谷市）に滞納がないこと。

８　関東（１都６県）に本社又は事業所を有していること。

９　食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）の規定により営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して２年を経過していない法人でないこと。

１０　過去３年以内に、受託した保育園又は学校を対象とした給食調理業務委託において、食品衛生法の営業停止処分を受けていないこと。

１１　食育に関する指導体制、社員の教育、安全、衛生管理体制、事故発生時の補償体制、社員が欠けた場合の即時サポート体制を確立させていること。

１２　６に掲げる要件を満たす履行保証人の確保及び代行保証制度に加入していること。